確認試験

① 本品及び常用標準品を赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により測定し、両者のスペクトルを比較するとき、3,450cm^{-1}、2,972cm^{-1}、2,935cm^{-1}、1,595cm^{-1}、1,460cm^{-1}、1,381cm^{-1}及び1,063cm^{-1}付近に吸収を認める。

② 本品及び常用標準品５mg（4.5～5.4mg）ずつを量り、それぞれにメタノール５mLを加えて溶かし、試料溶液及び標準液とする。試料溶液及び標準液５μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・氷酢酸混液（４：１）を展開溶媒として、約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにバニリン・硫酸・エタノール試液を噴霧した後、105℃で約10分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットは、赤褐色を呈し、これらのRf値は等しい。

純度試験

① 比旋光度　本品約0.25ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールに溶かし、25mLとし、この溶液につき、旋光度を測定するとき、$[\alpha]_D^{25}$＝＋19.0～＋23.0°でなければならない。

② 重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

③ ヒ素　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（４μg／ｇ以下）。

④ ヒドロキシセンデュラマイシン　本品約25mgを量り、酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）25mLを加えて溶かし、試料溶液とする。試料溶液50μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、ヒドロキシセンデュラマイシンのピーク（センデュラマイシンのピークに係る保持時間の約1.5倍の時間が経過した時に現れるものをいう。）の面積は、試料溶液から得られたピークの合計面積の2.5％以下でなければならない。

操作条件

装置：移動相及び発色液送液用の二つのポンプ、試料導入部、カラム、反応槽、検出器並びに記録装置からなり、カラム及び反応槽は、恒温に保たれるものを用いる。

検出器：可視紫外吸光光度計（測定波長：522nm）

カラム：内径約4.0mm、長さ約250mmのステンレス管に５μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

反応槽（反応コイル）：内径約0.3mm、長さ約7.6mの管

反応槽温度：95℃付近の一定温度

移動相：酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）